

顧問規定

平成 20 年 9 月 13 日 制定
平成 22 年 3 月 14 日 改訂

定款 32 条 (3) の規定にもとづき、顧問に関する規定を定める。

(趣旨)

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人栃木県環境カウンセラー協会（以下「当協会」という。）の運営に資するため、当協会顧問（以下「顧問」という。）の設置等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 顧問は、会員からの事業活動に関する相談、問合せに応じると共に、必要な指導・助言を行うものとする。

(選任等)

第 3 条 顧問は、次項に掲げる者で、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
2. 当協会の事業に賛同していただける正会員以外の方で、環境関連に関し深い見識と経験を有し、理事長が推薦する方。

(定数)

第 4 条 顧問の定数は定めない。

(任期等)

第 5 条 顧問の任期は特に設けないものとする。
2. 但し、本人から退任の申し出があった場合は前項の限りではない。
3. なお、当協会の名誉を傷つけるか、または当協会の目的に反する行為をした場合には、理事長は理事会の承認を経て、委嘱を取り消すことが出来るものとする。

(雑則)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規定は、平成 20 年 9 月 13 日から施行する。
2. この規定は、平成 22 年 3 月 14 日から施行する。なお、経過措置として現在の会員である顧問については、第 3 条の限りではないものとする。